

杉並区立済美教育センター 教育相談 会計年度任用職員(一般) 【スクールソーシャルワーカー】募集案内

令和 7 年 1 0 月 8 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採 用 区 分		勤 務 態 様	採用予定数	勤 務 場 所
会計年度任用職員(一般)	スクール ソーシャル ワーカー	月 1 6 日 / 1 日 7 時 間 4 5 分	若干名	済美教育センター 教育相談室 及び区立小・中学校

(2) 仕事内容

区内の児童・生徒及びその保護者、教員、関係者からの相談を受け、関係機関との連携や調整を図り、児童・生徒の生活環境の改善に向け支援活動を行います。

(3) 任用期間

令和 7 年 1 2 月 1 日以降随時採用から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※条件付採用期間(試用期間) 1 か月

※更新制度あり

(代替する職員の育児休業期間に応じて、1 年度ごとに 1 回まで)

(4) 応募資格

① 以下の要件に該当する方

社会福祉士、精神保健福祉士の資格のある者

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。(経験者はその内容を詳細に記載してください)

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	随時受付 (持参の場合は土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒168-0064 東京都杉並区永福4-25-4 杉並区立済美教育センター 教育相談室

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「済美教育センター教育相談 会計年度任用職員（一般）【スクールソーシャルワーカー】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、社会福祉士等資格を証明するものの写しを同封の上、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する 条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 (所定の申込書以外は使用不可) ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	・応募書類到着後、2週間以内に二次選考の案内を電話連絡いたします。 ・不合格者には、連絡いたしません。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	随時実施 (時間等の詳細は第一次選考合格と併せてお知らせします。) ○杉並区立済美教育センター教育相談室 (杉並区永福4-25-4) 交通機関：井の頭線西永福駅下車徒歩10分または永福町駅下車徒歩12分	
方 法	面 接	会計年度任用職員、スクールソーシャルワーカーとして必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	当該選考実施後、可否を含めて2週間以内に連絡いたします。	

【5】 報酬・手当

月額 248,928円 (令和7年4月1日現在) (地域手当に相当する報酬を含みます)

- ※1 再度任用された場合、経験加算(昇給)があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。(上限1か月55,000円まで)
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務(休憩時間は別途60分)ですが、区立小・中学校勤務の日は勤務地の学校により勤務開始時間と勤務終了時間が変わります。

- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、勤務日数に応じて付与されます。(任用開始月により減あり)
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。
(ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。)

【7】 勤務場所について

- ◇ 勤務場所は区立小・中学校と済美教育センターになります。
月16日の勤務日数のうち、区立小・中学校勤務の日と済美教育センター勤務の日があります。

【8】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。(期末・勤勉手当該当者のみ)

【9】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【10】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【11】 その他

選考試験を辞退する場合は、問合せ先まで必ず連絡してください。
選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

【12】 申込み・問合せ先

杉並区立済美教育センター 教育相談係

〒168-0064

東京都杉並区永福4-25-4

杉並区立済美教育センター教育相談室

TEL: 03-6379-5491

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>